

○鹿角市週休2日制工事实施要綱

令和6年3月29日訓令第10号

令和6年12月27日訓令第133号

鹿角市週休2日制工事实施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業における働き方改革の実現や職場環境の改善を実現するため、鹿角市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事において週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 完全週休2日 対象期間の各週において、土曜日及び日曜日の現場閉所を原則とし、かつ、4週8休（対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。）の現場閉所が行われている状態をいう。なお、受注者自らの判断により、土曜日又は日曜日以外の日にも現場閉所することは可能とする。また、受注者は、災害対応や地元調整等に係る事前の指示又は協議により土曜日又は日曜日以外の施工が指定され、又は悪天候により稼働日数が極端に少なくなる等、発注者がやむを得ないと認める場合は、土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日（以下「振替休日」という。）を設定することができる。

(2) 週休2日 次のアからオまでのいずれかを満たしている状態をいう。

ア 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で週休2日における4週8休の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、週休2日における4週8休を達成しているものとみなす。

イ 通期の週休2日 対象期間において、週休2日における4週8休の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 週休2日における4週8休 休日を土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

エ 週休2日における4週7休 休日を土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上、28.5%（8日／28日）未満の状態をいう。

オ 週休2日における4週6休 休日を土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上、25.0%（7日／28日）未満の状態をいう。

(3) 対象期間 工事着手日から工事完成日（工事完成届が提出された日をいう。）までの期間をいう。ただし、秋田県週休2日制工事に関する運用（以下「秋田県の運用」という。）で定める期間を除く。

(4) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して工事現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等により予定外に現場閉所や巡回パトロール、保守点検などの現場管理上必要な作業を行った場合にあっては、現場閉所が行われているものとして取扱う。

(5) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所をした日数の割合をいう。

(6) 発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

(休日)

第3条 受注者は、休日に元請業者の現場代理人、監理技術者、主任技術者及び作業員（建設工事に直接従事しない者を除く。）（以下「現場代理人等」という。）が作業に従事する場合、当該作業に従事する日（以下「休日作業日」という。）及び振替休日を休日作業日の前日までに監督職員に届け出るものとする。

2 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合においては、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。

- （1） 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
- （2） 工事現場の安全を確認するための巡視活動
- （3） 工事現場の安全を確保するための警備活動
- （4） 作業の緊急性その他やむを得ない事由により監督職員の指示で行う作業
（週休2日制工事の実施）

第4条 発注者は、競争入札により契約を締結しようとする全ての工事を対象に、発注者指定型の週休2日制工事により発注することを原則とする。なお、週休2日制工事は、入札公告又は入札指名通知、設計図書及び特記仕様書において、週休2日制工事である旨を明示して行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する工事は、週休2日制工事の対象外とする。

- （1） 災害復旧工事において十分な工期を確保できないと認められる工事
- （2） 関係機関との協議により、工程上の制約のある工事
- （3） 予定工期が4週間未満の工事又は製作・据付工事等の現場施工期間が4週間未満の工事
- （4） 発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想され、週休2日制工事に適さないと認められる工事
- （5） その他十分な工期を確保できないと認められる工事

3 発注者は、週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合、週休2日制工事の指定を解除することができる。

4 発注方式は、秋田県の運用で定めるところによる。

（工期変更）

第5条 発注者は、週休2日制工事の達成のみを理由とする工期の変更は行わないものとする。ただし、工程の変更理由が受注者の責めによらない場合は、発注者及び受注者が協議し、工期を変更するものとする。

（工事費の積算）

第6条 発注者は、週休2日制工事の発注を行おうとする場合は、秋田県の運用で定める積算方法により各経費に補正係数を乗じ、完全週休2日が達成された場合における工事費の積算をするものとする。

2 発注者は、現場施工の完了時において週休2日制工事の履行状況を確認し、その達成状況に応じて補正係数の見直しを行い、精算変更の手続を行うものとする。

3 発注者は、精算変更に関して週休2日制工事の履行状況を確認する必要がある場合は、関係書類を提出させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、週休2日制工事の実施に関し必要な事項は、秋田県の運用に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年12月27日訓令第133号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の鹿角市週休 2 日制工事実施要綱の規定は、令和 7 年 3 月 1 日以降に入札公告等を行う工事から適用する。
（鹿角市週休 2 日制工事に関する運用要領の廃止）
- 2 鹿角市週休 2 日制工事に関する運用要領（令和 6 年鹿角市訓令第11号）は、廃止する。